

# 特定生殖補助医療に関する法律案の概要

## 1 趣旨

【第1条】

生殖補助医療法（生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号））の趣旨にのっとり、特定生殖補助医療の適正な実施を確保するための制度、特定生殖補助医療により出生した子が自らの出自に関する情報を知ることに関する制度等について定める

## 2 特定生殖補助医療

【第2条及び第3条】

### 特定生殖補助医療

子をもうけようとする男女の当事者である男性以外の男性の精子又は当該当事者である女性以外の女性の卵子を用いて行われる人工授精又は体外受精若しくは体外受精胚移植による医療

→子をもうけようとする男女の当事者の精子と卵子を用いた生殖補助医療は、「特定生殖補助医療」に当たらず、本法の規律外で実施可能

→代理懐胎は、「特定生殖補助医療」に当たり、本法の規律の対象

この法律の規定により行うことができるもの

(= **提供型特定生殖補助医療**)

医学的に夫の精子又は妻の卵子により妻が子を懐胎することができない**法律婚夫婦**に係る次の①～③に該当するもの

- ① 夫以外の男性から**提供された精子**による妻に対する人工授精
- ② 夫以外の男性から**提供された精子**と妻の卵子による体外受精並びに当該体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚の妻に対する体外受精胚移植
- ③ 夫の精子と妻以外の女性から**提供された卵子**による体外受精並びに当該体外受精により生じた当該精子及び当該卵子に由来する胚の妻に対する体外受精胚移植

「人工授精」：精子を女性の生殖器に注入

「体外受精」：採取された未受精卵を体外で受精

「体外受精胚移植」：胚を女性の子宮に移植

## 3 基本理念

【第4条】

### (1) 提供型特定生殖補助医療の実施

提供型特定生殖補助医療は、生殖補助医療法（令和2年法）に定める基本理念にのっとり、提供型特定生殖補助医療を受ける夫婦以外の者の提供による精子又は卵子が用いられるという特質（＝提供型特定生殖補助医療に係る特質）を踏まえ、適正に行われなければならない

### (2) 提供型特定生殖補助医療を受ける夫婦

提供型特定生殖補助医療の実施に当たっては、これを受ける夫婦に対して、提供型特定生殖補助医療に係る特質、これにより出生した子がその事実及び自らの出自に関する情報を知ることができることの重要性等に関し、必要かつ適切な説明が行われ、その十分な理解を得た上で、その意思に基づいて行われるようにしなければならない

### (3) 提供型特定生殖補助医療に用いられる精子・卵子を提供する者

- 提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供は、当該精子を提供する者又は当該卵子を提供する者に対する必要かつ適切な説明が行われ、その十分な理解を得た上で、任意に行われるものでなければならない
- 提供型特定生殖補助医療に用いられる精子又は卵子の提供については、当該精子を提供する者又は当該卵子を提供する者の健康の保護について十分に考慮されなければならない

### (4) 提供型特定生殖補助医療により出生した子

提供型特定生殖補助医療により出生した子については、提供型特定生殖補助医療に係る特質に鑑み、その年齢及び発達の程度に応じて提供型特定生殖補助医療により出生した事実を知ることができるようにするとともに、その希望に応じて自らの出自に関する情報を知ることができるよう、必要な配慮がなされなければならない



#### 4 特定生殖補助医療の適正な実施を確保するための制度

【第3章から第5章まで及び第7章】

- 提供型特定生殖補助医療を実施する医療機関及び提供型特定生殖補助医療に用いられる精子・卵子の供給業務を行う医療機関に**認定制度**を創設し、認定基準（適切な構造設備、人員等）、情報の適切な管理、秘密保持義務、帳簿の備付け・保存、実施状況の報告等を規定
- 特定生殖補助医療に用いられる精子・卵子の業としてのあっせんに**許可制**を創設し、許可基準（営利を目的とするおそれがある者でないこと等）、情報の適切な管理、秘密保持義務、帳簿の備付け・保存、実施状況の報告等を規定
- 提供型特定生殖補助医療に用いられる精子・卵子の供給を受けるにはあっせん機関によるあっせんを経由することが必要とする（兄弟姉妹等から精子・卵子の提供を受ける場合は除く）
- 立入検査、助言や指示、業務停止命令や中止命令、認定・許可の取消し等の監督体制を整備（無認定の医療機関、無許可のあっせん業者等も立入検査等の対象）

#### 5 提供型特定生殖補助医療基準

【第6章】

- 提供型特定生殖補助医療の実施、精子・卵子の供給業務やあっせん業務の際に従うべき基準（**提供型特定生殖補助医療基準**）を内閣府令で定める

#### 6 特定生殖補助医療により出生した子が自らの出自に関する情報を知ることに関する制度

【第8章】

- 提供型特定生殖補助医療に用いられた精子・卵子の提供者の情報、提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦及び提供型特定生殖補助医療により出生した子の情報等を、国立成育医療研究センターにおいて100年保存
- 提供型特定生殖補助医療により出生した子は、成年に達した後、①自らの情報の保存の有無（＝提供型特定生殖補助医療により出生したかどうか）の確認、②精子・卵子の提供者の個人を特定しない情報（\*）の開示、③センターを通じた精子・卵子の提供者に対する情報の提供の要請、④精子・卵子の提供者が死亡等に該当する場合の氏名の開示（精子・卵子の提供当時の同意があるとき）をセンターに請求できる

（\*）内閣府令で身長、血液型、年齢等を定めることを想定

#### 7 提供型特定生殖補助医療により出生した子がその事実を知ることができるようにするための配慮

【第9章】

- 提供型特定生殖補助医療により出生した子がその事実を知ることができるよう、子の年齢及び発達の程度に応じた適切な配慮をすることについて、提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦の努力義務を規定
- 国は、提供型特定生殖補助医療を受けた夫婦及び提供型特定生殖補助医療により出生した子に対する相談・支援が提供されるよう、必要な体制を整備

#### 8 利益の授受の禁止

【第10章及び第12章】

- **特定生殖補助医療（\*）に用いられるための精子・卵子・胚の提供、代理懐胎等及びこれらのあっせんに係る利益の授受を禁止**するとともに、その違反に対する罰則を整備

（\*）特定生殖補助医療以外の生殖補助医療のうち、夫婦に係るもの以外のものを含む

#### 9 検 討

【附則】

- 特定生殖補助医療を受けることができる者の範囲及び特定生殖補助医療により出生した子が自らの出自に関する情報を知ることに関する制度の在り方につき、公布後5年（＝施行後2年）を目途に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする
- 規定全般につき、施行後3年を目途に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

#### 10 そ の 他

【第12章及び附則】

- 8のほか、所要の罰則を整備
- 公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行 / 8については、公布日から起算して3月を経過した日から施行



# 提供型特定生殖補助医療に係る情報等の流れについて（イメージ図）

- : 精子・卵子の提供から子の出生を確認するまでの情報等の流れ
- : 子が自らの出自に関する情報を知りたいときの情報等の流れ

